

佐賀県介護事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、物価上昇、気候変動による猛暑・寒波及び災害等の影響下においても、介護事業所等が必要な介護サービスを円滑に継続して提供できるよう、予算の範囲内において、介護事業所等を運営する事業者に対し、介護サービスの継続に要する設備・備品などの購入費用等に対する補助金を交付することとした。その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号。以下「国規則」という。）、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「県規則」という。）、令和7年度介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）交付要綱（令和7年12月22日厚生労働省発老1222第3号。以下「国交付要綱」という。）、令和7年度介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（令和7年12月22日厚生労働省発1222第2号。以下「国実施要綱」という。）及びこの要綱（以下「県交付要綱」という。）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「介護事業所等」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定を受けた介護サービス事業所及び介護施設等であって、別表第1に定めるものをいう。

(補助対象者及び申請単位)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、佐賀県内に所在する介護事業所等（交付申請時点において介護サービス事業を継続しており、今後も継続する予定の事業所・施設に限る）について、それを運営する法人等（以下「補助事業者」という。）とする。

2 補助金の申請は法人等を単位とし、補助事業者は、原則として県内において運営する介護事業所等に係る申請を一括して行うものとする。

3 補助事業者は、1つの介護事業所等につき1回に限り申請することができる。

(暴力団等の排除)

第4条 前条第1項の補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 第1項の補助対象者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 介護サービスを円滑に継続するための対応に係る事業

(2) 災害備蓄等への対応に係る事業

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、前条に規定する補助事業の実施に必要な経費であって、別表第2に示すものとする。

2 補助対象経費の額は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額（税抜額）とする。

3 補助事業との関連性が認められない経費その他、知事が補助対象として適当でないと認める経費は、補助対象としない。

(補助基準額)

第7条 補助基準額は、介護事業所等の種別及び規模に応じ、別表第1に定める額とする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額（税抜額）と、前条に規定する補助基準額とを比較して、いずれか少ない額とする。

2 前項により算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請及び概算払請求)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期間内に、補助金交付申請書兼概算払請求書（別添様式1-1）により、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事が補助金の交付を決定したときは、交付決定額を概算払請求額として取り扱うものとする。

(申請受付の終了)

第10条 補助金の申請受付は、前条第1項に定める期間内であっても、申請額の合計が本事業に係る予算額に達した場合には、その時点をもって終了するものとする。

2 前項の規定により申請受付を終了した場合において、当該時点以降に提出された申請は受理しないものとする。

(交付決定)

第11条 知事は、第9条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

2 第9条第1項の規定による申請が到達してから、当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の条件)

第12条 補助事業者に対し、県規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法、令、国規則、県規則、国交付要綱、国実施要綱及び県交付要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業に要する経費の種目間における経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更であり、かつ補助金額に影響がない場合を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業の内容の変更（軽微な変更（補助金額に影響のない購入数量の調整等）及び入札実施等による補助金額の減額を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、令第 14 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、取得の日又は効用の増加した日から起算して 5 年間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日まで保管しておかななければならない。

(10) 補助事業に関し、県監査委員、包括外部監査人、国又は会計検査院その他法令等に基づく監査又は検査の対象となった場合には、当該監査又は検査に協力し、必要な説明及び資料の提出を行わなければならない。

(11) 補助事業者は、補助対象経費について、国、地方公共団体その他の団体から、他の補助金等の交付を重ねて受けてはならない。

(補助金の交付方法)

第 13 条 補助金は、概算払により交付するものとする。

2 知事は、交付決定後、補助事業の円滑な実施を図るため、交付決定額の全部を概算払により交付する。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、知事が別に定める期限までに、事業実績報告書及び関係書類を提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び精算)

第15条 知事は、前条の実績報告に基づき、補助金の額を確定し、申請者に通知する。

2 確定した補助金の額が既に交付した概算払額を下回る場合には、申請者は、その差額を知事が指定する期日までに返還しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、知事は、必要があると認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(交付決定の取消し及び返還)

第16条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、補助事業者が第4条第1項及び第2項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

3 知事は、前2項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、対象事業の当該取消しに係る部分に関し、その返還を命じることができる。

4 前項の命令を受けた補助事業者は、知事が指定する期日までに、遅滞なく補助金を返還しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(附則)

この要綱は、令和8年4月27日から施行し、令和7年12月16日から適用する。